

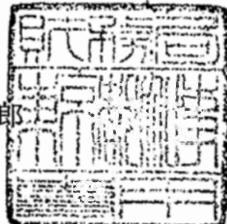


16財経総第195号
平成16年4月30日

社団法人 東京建設業協会 殿

東京都知事

石原慎太郎



下請負人等に対する契約の適正化及び支払の 迅速化並びに必要な技術者の配置等について

貴団体には、日頃から東京都の事業執行に対し格別のご協力をいただき誠にありがとうございます。

我が国の経済は、長期にわたる低迷の後、緩やかな回復の兆しが見られるようになったものの、景気の先行きはなお不透明な状況にあります。

都におきましても、歳入の根幹を成す都税収入が引き続き4兆円を下回り、また、将来にわたって巨額の財源不足が見込まれています。一方で、国の三位一体改革に伴う国庫支出金の削減とその財源補てんである「税源移譲」は、地方財政の自主性・自立性を高めるものとは言えず、都財政を取り巻く状況は極めて厳しいものとなっています。

一方、都市再生に向けた様々な取組をはじめ、治安の早期回復、福祉・医療施策の充実、中小企業の活性化及び雇用の確保など、都民生活をめぐる喫緊の課題が山積しており、税収の大幅な増加を期待することができないなかで、都民ニーズに応え、東京に活力を取り戻す先進的な取組の推進が急務となっています。

このような状況を踏まえ、平成16年度予算では、第二次財政再建推進プランの初年度として「財政再建に新たな一歩を踏み出し、東京の再生を確実に進める予算」と位置付け、第一に、内部努力を徹底するとともに施策を改めて新たな目で見直して歳出を削減するなど、財政再建への取組をより強化・向上すること、第二に、都民の安全・安心を確保するとともに東京の活力を再生するため、限られた財源を重点的に配分し、現下の緊急かつ重要な課題など、新たな行政需要に積極的に取り組むこととしています。

今後とも、都は、都民ニーズに応え、東京の活力を取り戻すため積極的に取り組んでまいりますが、事業の実施に伴う公共工事の円滑な施工のためには、発注者と受注者との信頼関係はもとより、元請負人と下請負人相互間の良好な関係が極めて大切なことと考えております。しかし、最近の厳しい経済情勢を反映して、下請契約に関する苦情、相談等の件数が増加しています。

また、平成12年11月に施行されました「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）」では、公共工事の受注者に対し、施工体制台帳の写しを発注者に提出することを義務付けるなど、一層の施工体制の適正化が求められているところです。

つきましては、貴団体におかれましても従前にも増して都の施策にご協力いただくとともに、都が発注する工事の施工に当たりましては、建設業法の趣旨を踏まえ、下記事項について貴団体所属会員に周知徹底され、なお一層のご指導をいただきたくお願い申し上げます。

記

1 下請契約の適正化について

(1) 元請負人は、工事の一部を下請により施工する場合は、優良な下請負人等（建設労働者、資材業者、機械器具業者を含む。以下同じ。）を選定し、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「業法」という。）第19条第1項各号に掲げる事項等を記載した書面により契約を締結することによって、下請契約等の適正化を図るとともに、下請による工事の適正な施工を確保すること。

また、元請負人は、下請代金未払問題等の紛争の発生を未然に防止するよう努めること。

なお、元請負人は、下請負人等が更にその下請負人等と下請契約等を締結する場合も、必ず書面により契約を締結するようその責任において指導すること。

(2) 元請負人は、取引上の地位を利用して、下請工事等を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額で下請契約等を締結しないこと（業法第19条の3）。

特に、労務費等の見積りに当たっては、賃金等の単価に加えて必要な諸経費を適正に考慮すること。

また、下請契約等の締結後、正当な理由がない限り、下請代金等の額を減じないこと。

(3) 元請負人は、取引上の地位を利用して、注文した建設工事に使用する資材若しくは機械器具又はこれらの購入先を指定し、これらを下請負人等に購入させることにより、その利益を害してはならないこと（業法第19条の4）。

(4) 元請負人は、下請負人等の倒産、資金繰りの悪化等により、下請契約等における関係者に対し、工事の施工に係る請負代金、賃金の不払等、不測の損害を与えることのないよう十分配慮すること。

2 代金支払等の迅速化について

- (1) 元請負人は、下請契約等に基づく支払代金について、未払問題等が生じた場合には、業法第41条第2項の規定等による適切な措置を採り、速やかにその解決を図ること。
- (2) 元請負人は、請負代金の出来形部分に対する支払又は工事完成後の支払を受けたときは、当該支払の対象となった下請負人等に対し、元請負人が支払を受けた金額の出来形に対する割合で、それぞれの下請負人等が施工した出来形部分に相応する下請代金等を、当該支払を受けた日から1月以内で、かつ、できる限り短い期間内に支払うなど適切な措置を探ること（業法第24条の3第1項）。
- (3) 元請負人は、前払金の支払を受けたときは、前払金の趣旨を生かし、下請負人に対して、資材の購入、労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用に相応する額を速やかに現金で支払うなど適切な措置を探ること（業法第24条の3第2項）。
- (4) 元請負人は、都発注工事に関し、前払金、中間前払金、請負代金の出来形部分に対する支払又は工事完成後における支払により代金の支払を受けたときは、下請代金等の支払にあたって、できる限り現金払とすること。

また、現金払と手形払とを併用する場合であっても、現金払の比率を高めるとともに、手形期間は原則として120日以内の可能な限り短い期間とすること。

特に、労務費相当分については、手形払とすることなく現金払とすること。

また、下請代金等の支払は、請求書提出締切日から支払日（手形の場合は、手形振出日）までの期間をできる限り短くすること。

3 必要な技術者の配置について

- (1) 元請負人は、一定金額以上の建設工事を施工するときは、業法第26条（主任技術者及び監理技術者の設置等）に基づき工事現場ごとに専任の主任技術者又は専任の監理技術者を配置し、適正な施工を確保すること。

なお、専任の監理技術者を配置する場合には、監理技術者資格者証の交付を受けている者のうちから選任し、配置すること。

- (2) 都は、不良不適格業者の市場からの排除を徹底させるため、入札及び契約締結の前後並びに現場において技術者の現場専任の確認を強化している。

専任の技術者は、適切な資格・技術力等を有するとともに、工事現場において常時継続的に専らその職務に従事する者で、請負業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものに限ること。

4 契約約款等の遵守及び工事事故の防止等について

施工に当たっては、都の契約約款に定める条項を遵守することはもとより、業法の規定に抵触することのないよう十分注意すること。

また、工事現場における安全管理を徹底し、工事事故の防止に万全を期すとともに、建設発生土及び建設資材等の運搬にあたっては過積載防止に努めること。

5 建設業退職金共済制度の普及促進等について

都においては、従来、建設労働者の福祉の向上を図るため、入札参加資格審査申込受付時及び個別工事の発注時に建設業退職金共済制度の普及促進に努めてきたところであるが、この制度の一層の普及徹底を図るため、一定額以上の契約については、工事ごとに元請負人から建設業退職金共済組合の発注者用掛金収納書を提出させることにしている。

元請負人においては、その趣旨を理解し、本制度への加入に努めるとともに、証紙を購入することはもとより、労働者一人ひとりの被共済者手帳に証紙をはるなど、本制度の実効をあげるために、一層の努力をすること。

とりわけ、証紙をはることについては、一部に実行されていないとの批判もあり、その徹底に、より一層の努力を払われたい。

また、あわせてその旨を下請負人に対しても指導すること。

なお、労働災害の防止及び適正な賃金の確保等、労働環境の改善についても十分に配慮すること。